令和９年度　放課後児童クラブ利用申込案内

令和９年度入会の申込よりオンライン申請による申込ができます。
現在利用されている方も、来年度の利用を希望される場合は申込が必要になります。

【申請受付期間】

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月１８日（金）（厳守）

※長期休暇期間のみの利用希望の場合もこの期間に申し込みをしてください。
※オンライン申請のシステムメンテナンス日は受付できませんのでご了承ください。
※この期間を過ぎた申し込みの場合は、期間内に申し込まれた方が優先となります。

【オンライン申請】　※オンライン申請用コードは申請受付期間にホームページに掲載いたします。

申請フォームより、必要事項を入力してください。（1 世帯につき 1 申請）
就労証明は就労先で証明してもらうなど必要書類をそろえ、PDF ファイルまたはスマホ等で撮影した画像をアップロードしてください。
画像が不鮮明な場合は原本を提出していただきます。

【必要書類】　オンライン申請

①HP のオンライン申請用コードより、必要事項を入力し、申請してください。
②就労証明書（❶保護者、❷同居する祖父母等、❸校区内に居住する祖父母）のアップロード
③その他、保育に欠ける状況を証明するもの（身体障害者手帳等の写し・医師の診断書・在学証明書等）のアップロード
※PDF やスマートフォンで写真を撮り、アップロードしてください。画像不鮮明の場合は原本を提出していただきます。

【利用の可否について】

令和９年２月下旬ごろに文書によりお知らせいたします。

【注意事項】

①令和９年度の利用申込数が放課後児童クラブの定員を超えた場合は、町放課後児童クラブ選考基準に基づき、保育に欠ける状況を総合的に判断し、必要性の高い児童を優先に利用決定します。
②申込書や添付書類に不備がある場合は、利用できないことがあります。
③利用申込書等に記載された内容について、町職員が調査することがありますので、ご承知おきください。また、利用申込書等の内容が事実と異なることを確認した場合、利用できないことがあります。

【お問い合わせ】

北方町役場１階　教育委員会
℡058-323-1115　MAIL　kyouiku@town.gifu-kitagata.lg.jp

北方町放課後児童クラブ選考基準

北方町放課後児童クラブ事業実施要綱第 11 条に示す対象児童のうち、下記の表の合計点数が高い児童を優先する。ただし、同点の場合は、保護者の就労時間の長い児童を優先する。

区分	細目		点数
就労時間　※１	月 150 時間以上	父母の就労時間のうち、いずれか短い方とする	15
	月 120 時間以上		12
	月 100 時間以上		9
	月　80 時間以上		6
	月　60 時間以上		3
学年	１年生	R2.4.2～R3.4.1 生	25
	２年生	H31.4.2～R2.4.1 生	20
	３年生	H30.4.2～H31.4.1 生	15
	４年生	H29.4.2～H30.4.1 生	10
	５年生	H28.4.2～H29.4.1 生	5
	６年生	H27.4.2～H28.4.1 生	0
ひとり親世帯	単独世帯		6
	単独世帯以外		3
単身赴任世帯	海外に単身赴任している		4
	国内に単身赴任している		3
祖父母	校区内に祖父母がいない。若しくは要介護等により対応できない。		6
	校区内にいる祖父母が就労により対応できない。　※１		5
	校区内にいる祖父母が４月１日時点で 65 歳以上である。		2
	校区内にいる祖父母が対応できる。		0
障害・病気	保護者自身の障害者手帳の所持、診断書の保有している。		5
介護・看護	保護者が病気や障がいのある家族を常時介護、看護している。		4
就学	職業訓練学校等への就学している。		4

※１　通常の授業が行われる日において、1・2 年生は午後 3 時以降、その他の児童は午後 4 時以降までの就労が行われていることが必要。

【利用ができない児童】

○保護者の就労が１・２年生は午後３時まで、３～６年生は午後４時までの場合。
（長期休暇のみ利用の場合はその限りではありません。）

○祖父母等が同居しており、放課後在宅している場合。

○就労が平日１５日未満である場合。

○その他教育委員会が利用できないと認める児童。